

お知らせ

記者発表資料

令和8年9月17日

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所
安芸太田町

■ 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

かわまちづくり登録証伝達式を行います

「つながる太田川、広がる学び 安芸太田町かわまちづくり」 ～**おおたがわ**太田川で新たに始まる「かわまちづくり」～

令和8年6月に安芸太田町長より国土交通省水管理・国土保全局長へ申請された「つながる太田川、広がる学び 安芸太田町かわまちづくり」が、令和8年8月7日付けで「かわまちづくり支援制度」に登録されました。

つきましては、登録証を中国地方整備局河川部長から安芸太田町長へ伝達します。

なお、安芸太田町かわまちづくり計画の概要については「参考1」、「かわまちづくり支援制度の概要」については「参考2」、「かわまちづくり（中国地方）の登録状況」は「参考3」をご覧ください。

日 時： 令和8年9月30日（水）10時30分～10時50分

場 所： 安芸太田町役場本庁 東館2階 大集会室

内 容： 別紙1 かわまちづくり登録証伝達式 次第のとおり

※取材を希望される報道機関の方は、「別紙2」取材申込書に必要事項を記載し、事前にお申込みください。式典終了後、報道機関向けの取材の時間を設けます。

※一般の方も見学可能です。希望される方は当日10時20分までに会場にお越しください。

<問い合わせ先> 国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所

副 所 長 むらかみ 村上 ともあき 友章

【担 当】 管 理 課 長 みわ 三輪 じゅんぺい 潤平

電 話： 082-222-9248(直通)

URL： <https://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/>

安芸太田町

【担 当】 参 事 みうら 三浦 みちひと 道人

電 話： 0826-28-1962(直通)

別紙 1

かわまちづくり登録証伝達式

「つながる太田川、広がる学び 安芸太田町かわまちづくり」

日 時 令和 8 年 9 月 3 0 日（水） 1 0 時 3 0 分～1 0 時 5 0 分

場 所 安芸太田町役場本庁 東館 2 階 大集会室

式次第

- 1 開式
- 2 国土交通省中国地方整備局 河川部長 挨拶
- 3 かわまちづくり登録証伝達
- 4 安芸太田町長 挨拶
- 5 記念撮影
- 6 閉式

別紙 2

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所 管理課宛
申込先(FAX番号)082-222-2432

取材申込書

取材を希望される方は、必要事項をご記入の上、上記申込先へFAXでお申し込み下さい。
メールでお申し込みいただいても構いません。(送付先:ootagawa@cgr.mlit.go.jp)
申込みは、9月28日(月)13時までをお願いします。

令和 8年 9月 日

会社名及び部署名
取材者の氏名・連絡先(全員の氏名を記載願います。)
① (代表者)
②
③
(代表者の連絡先・携帯番号等)
カメラ撮りの有・無

<連絡事項>

- 傍聴及び取材にあたっては、係員の指示に従い、会議の妨げにならないようご協力をお願いします。
- 当日は受付にて必須事項を記入の後、担当者の指示により会場への入場をお願いします。
受付日時:令和8年9月30日(水)10時00分~10時20分
受付場所:安芸太田町役場本庁 東館2階 大集会室 入り口

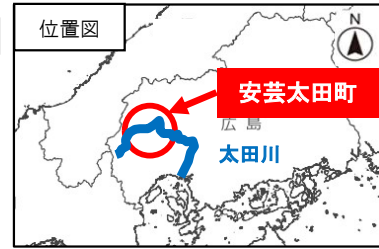
「つながる太田川、広がる学び 安芸太田町かわまちづくり」 (広島県安芸太田町)

参考1

対象河川：一級河川 太田川水系太田川・滝山川 【国管理河川】

市町村名：広島県山県郡安芸太田町

推進主体：安芸太田町



1. 概要

安芸太田町では、温井ダムでのインフラツーリズムや湖面利用の推進に取り組んでおり、観光放流やダム見学ツアー、湖面でのウェイクサーフィン、SUP、カヤックなどのウォーターアクティビティを通じて、温井ダムは町の観光拠点としてにぎわいを創出しています。また、町内各地には峡谷や棚田などの豊かな自然環境やそれを活かした観光資源が点在しており、様々な観光・学習プログラムが実施されています。温井地区や、町の東の玄関口となる加計SIC付近の津浪地区では、安全に水辺を利用できる環境整備に取り組み、拠点性の強化を図ります。また、それらの地区に加えて、文化施設のある加計や町の西の玄関口である戸河内等の各地区が連携した一体的な情報発信等を進めることで、町内の周遊性と魅力を高めるとともに、滞在性の向上につなげ、さらなる地域振興を図ります。

国土交通省では、この取組に対し、必要となる河川管理施設を整備するほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川敷地占用許可準則第22に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

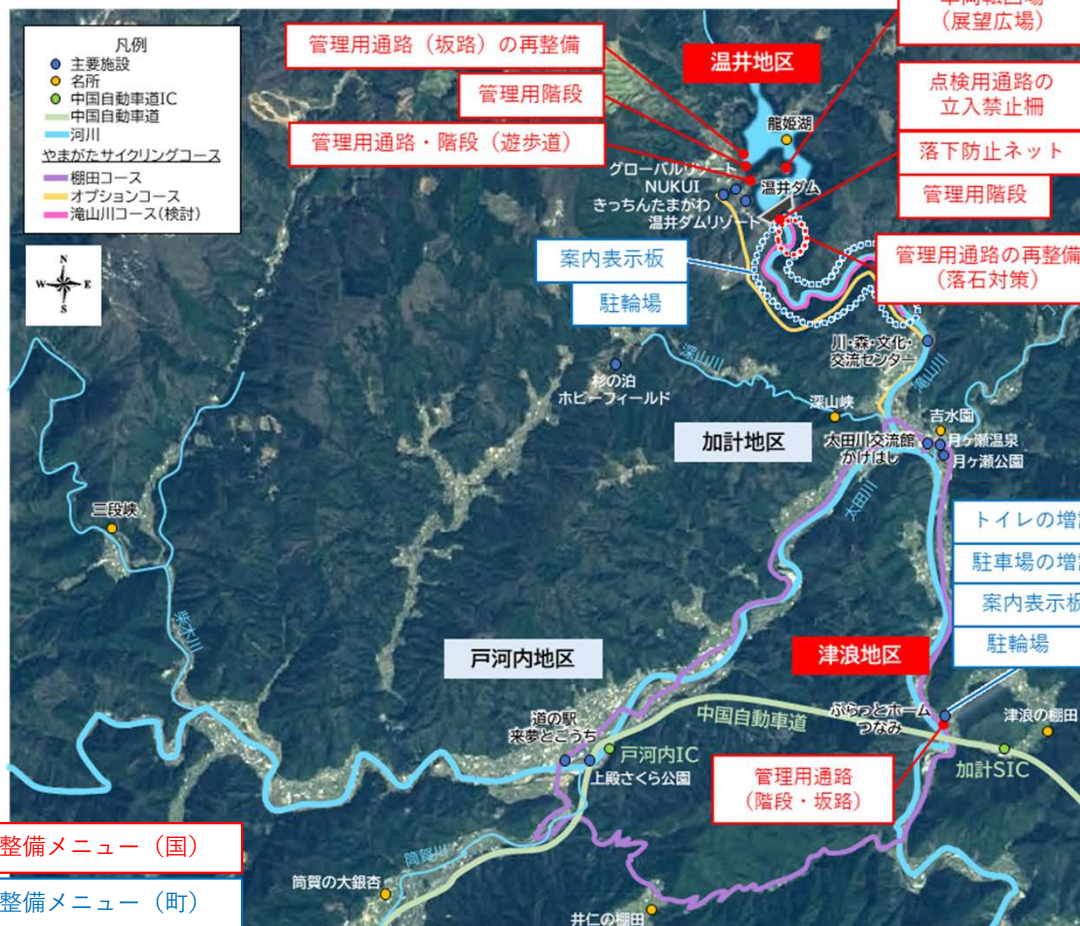
国土交通省：管理用通路、管理用階段 等

安芸太田町：駐輪場、案内表示板、トイレ 等

3. ソフト施策の内容

国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定 等

安芸太田町：サイクリングの利活用推進、パンフレット作成、
アクティビティ・イベントの情報発信 等



温井地区 整備イメージ



津浪地区 整備イメージ

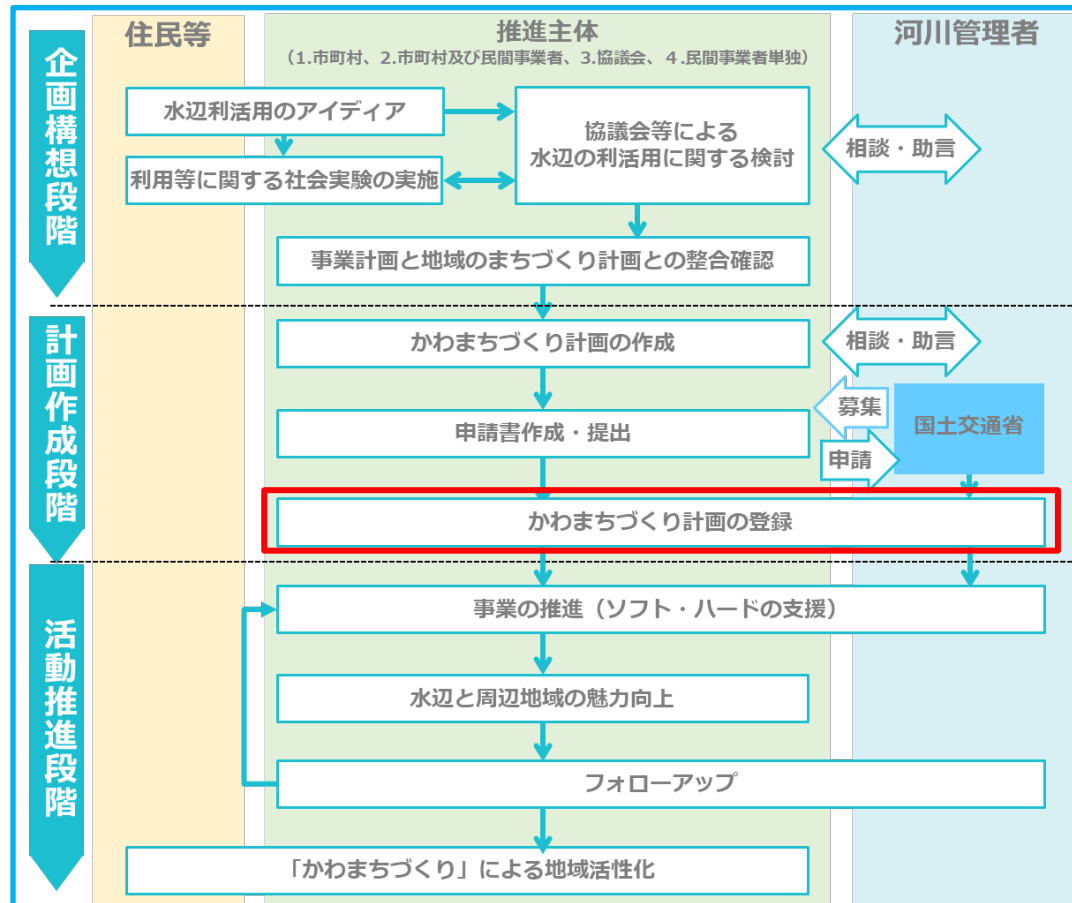
※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

かわまちづくり支援制度の概要

- ・地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度
- ・推進主体は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、河川管理者は支援制度に登録された当該計画に基づき、必要なソフト施策、ハード施策の支援を実施する

令和8年8月時点(全国) : 314地区
令和6年8月時点(中国地方): 21地区(参考2)

かわまちづくり実施フロー



ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定(河川空間のオープン化)等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援



遊歩道の民間活用
(道頓堀川/大阪市)



賑わい拠点の整備
(木曽川/美濃加茂市)

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。
(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用
(最上川/長井市)



親水護岸の利用
(新町川/徳島市)

かわまちづくり(中国地方)の登録状況

参考3

令和8年8月時点

「かわまちづくり」は、今回、新たに1箇所登録され、21箇所になりました。

